

嵐山町観光資源の保護、育成及び開発に関する方針

令和6年3月

嵐 山 町

目次

1. はじめに(方針作成の経緯と目的).....	2
2. 基本的な方針.....	3
3. 観光資源の指定	5
4. 観光資源の個別方針等	
1 観光果樹園ふるさと(ブルーベリー園)	6
2 金泉寺(あじさい寺)	7
3 勝田梅林.....	8
4 杉山城跡.....	9
5 遠山甌穴群	10
6 大平山.....	11
7 嵐山溪谷.....	12
8 嵐山溪谷バーベキュー場	13
9 千年の苑(ラベンダー園)	14
10 蝶の里公園	15
11 菅谷館跡(埼玉県立嵐山史跡の博物館).....	16
12 都幾川桜堤	17
13 らんざん都幾川学校橋広場	18
14 鎌形八幡神社.....	19
00 観光拠点エリア	20
5. おわりに(方針の見直し)	21
参考資料 1: 観光入込客統計(令和5年度)調査・報告の対象	22
参考資料 2: 方針策定経過	23

1.はじめに(方針作成の経緯と目的)

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたこと等を背景とし、観光需要はコロナ禍前にも比べて高まりつつあります。国では、観光立国推進基本法(以下「法」という。)に基づく、観光立国推進基本計画を令和5年3月に閣議決定するなど、全国的に観光推進への動きが活発な状況にあります。

法では、地方公共団体の責務のひとつとして、「観光立国の実現に関し、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する」ことが挙げられています。

本町には、全国規模の知名度になりつつある「嵐山溪谷」をはじめ、まつり時には多くの来園者がある「千年の苑(ラベンダー園)」や、近年のアウトドアブームと非常に親和性の高い「らんざん都幾川学校橋広場」等、貴重な観光資源があります。これらを活かした観光施策を更に充実させることにより、法の基本理念で示された、「地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続的な発展を通じて、将来にわたる豊かな住民生活を実現」することが重要な責務であると考えられます。

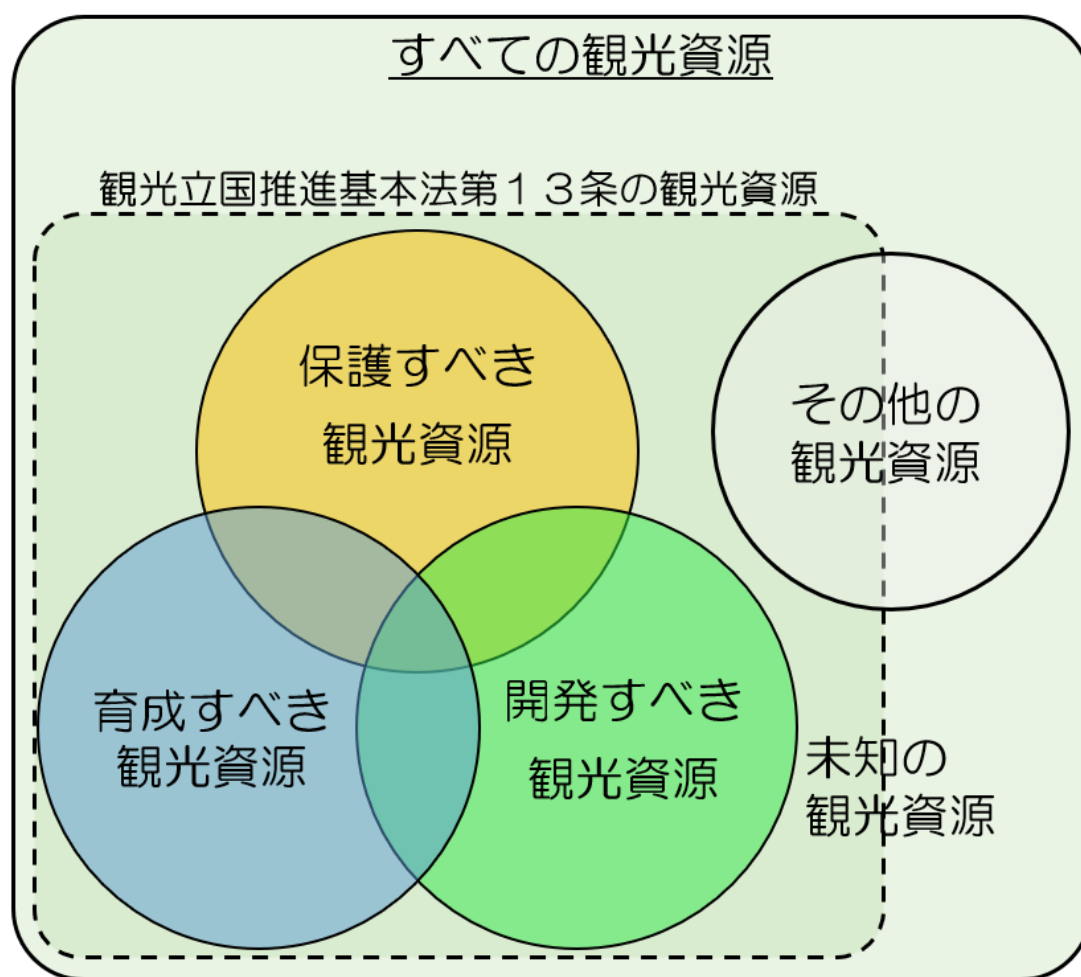
本方針は、町内の観光資源について、それぞれが観光に関して担う役割を町として位置づけし、点を面として連携しつつ、選択と集中により、効果的、効率的に観光施策を推進していくことを目的とします。



2.基本的な方針

効果的、効率的な観光施策を計画的に実施するため、本町に存する観光資源について、観光客数の現状、他の観光資源との連携状況、立地、関係法令等その観光資源がもつ性質を考慮したうえで、観光立国推進基本法第13条※に基づき町として「保護」「育成」「開発」の施策を講ずべきものを指定するものとします。

ただし、その他の観光資源について、その「保護」「育成」「開発」を否定するものではありません。



※観光立国推進基本法

(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第十三条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

【用語の定義】

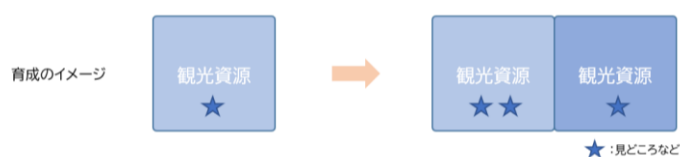
① 保護すべき観光資源

将来にわたり当該観光資源の現在の形態、歴史的価値の高い状態を維持するため、当該観光資源の区域及び周辺区域において、保護に関する施策を実施すべきと考えられるもの



② 育成すべき観光資源

規模の拡大や機能の向上等により、当該観光資源の魅力、集客力、満足度等の向上のため、当該観光資源の区域及び隣接区域において、育成の施策を実施すべきと考えられるもの



③ 開発すべき観光資源

周辺環境、地域住民の生活、関係法令等を考慮したうえで、当該観光資源の価値の維持、向上のため、当該観光資源の区域及び周辺区域において、これに寄与する開発のための施策を実施すべきと考えられるもの



④ その他の観光資源

極小規模なもの、集客力の乏しいもの等、現時点で町として重点的な観光施策を想定しないもの

⑤ 未知の観光資源

将来発掘される史跡、温泉等、現時点で観光資源として想定できないもの

3.観光資源の指定

観光資源の指定は、観光入込客統計※1調査において、調査・報告の対象となっている観光地点※2を中心に、その性質、地域の実情等を考慮して、町として重点的に施策を講ずべきものを、次の表の通り指定する。

		観光立国推進基本法第13条による分類							
		史跡	名勝	天然記念物	歴史的風土	優れた自然の風景地	良好な景観	温泉	文化・産業
1	観光果樹園ふるさと(ブルーベリー園)					○			○
2	金泉寺(あじさい寺)			○		○	○		○
3	勝田梅林					○	○		○
4	杉山城跡	○			○				○
5	遠山甌穴群		○	○		○			
6	大平山		○			○			
7	嵐山溪谷		○			○			
8	嵐山溪谷バーベキュー場					○			○
9	千年の苑(ラベンダー園)						○		○
10	蝶の里公園					○			
11	菅谷館跡(県立嵐山史跡の博物館)	○			○				○
12	都幾川桜堤					○	○		
13	らんざん都幾川学校橋広場					○			○
14	鎌形八幡神社	○			○				

調査対象のうち、既に閉所されている施設、特定の区域を持たない「イベント」等は指定しないものとする。

(参考資料参照:P22)

※1 観光入込客統計

平成 21 年 12 月に策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき都道府県が調査を実施し、整理したデータを観光庁でとりまとめ、全国集計するもの。

※2 観光地点

観光入込客統計に関する共通基準(抜粋)

観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点を意味し、日常的な利用、通過型の利用が大半を占めると考えられる地点は対象としないこととします。

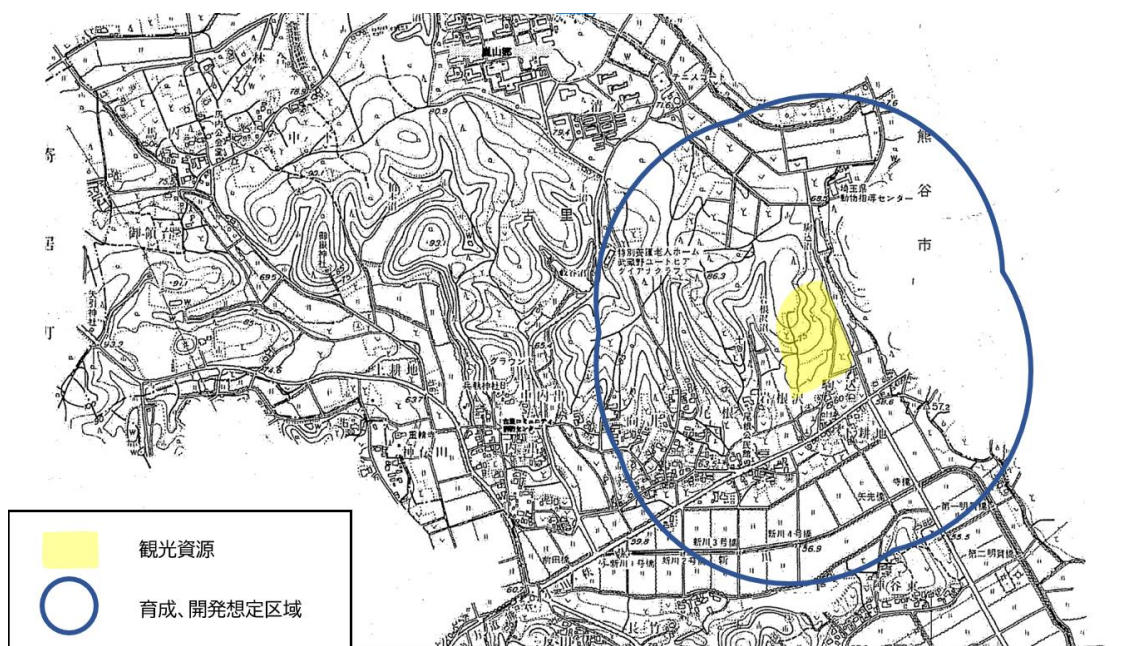
4.観光資源の個別方針等

1 観光果樹園ふるさと (ブルーベリー園)

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
-	-	○	○

法第13条による分類 : 優れた自然の風景地、文化・産業
 所管課所等 : 民間施設

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

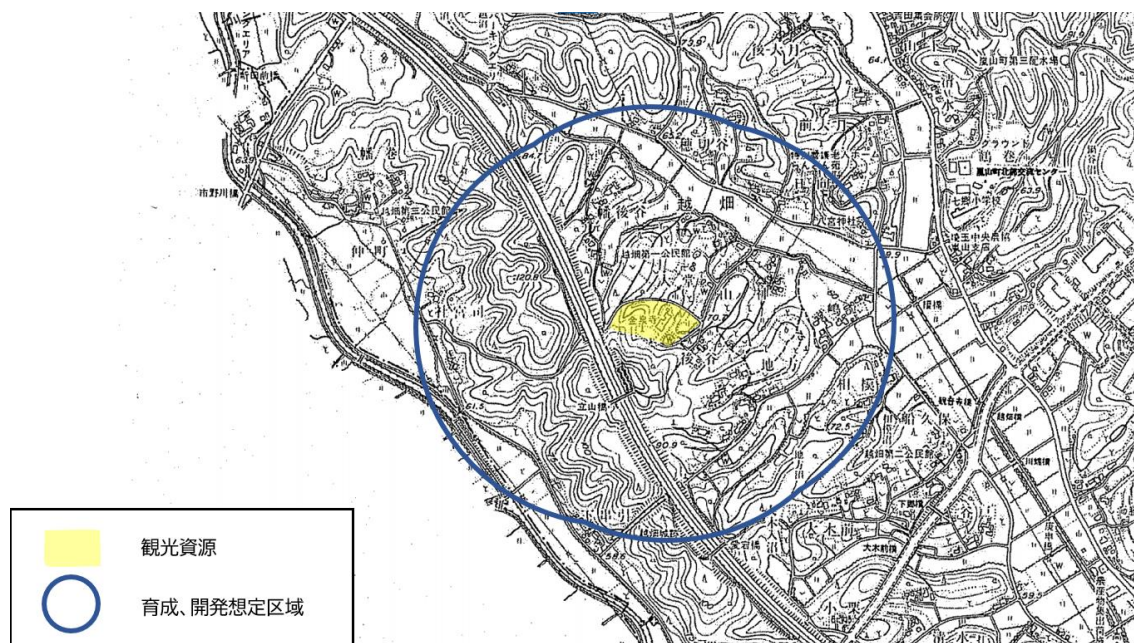
観光果樹園ふるさととは、遊休桑園を地域の団体がブルーベリー果樹園として整備し、平成18年にオープンしました。本果樹園は、摘み取り体験ができる果樹園として、町北部の貴重な観光資源となっており、毎年多くの観光客が訪れます。また、隣接地には、観光芋ほり農園をオープンする等、北部地域の観光拠点としての成長が期待されます。現時点では、周辺地域においてここを訪れる観光客を対象とした飲食店、土産物店などの施設が少ないため、これらの開発(立地)が求められる観光資源と位置づけ施策を検討していきます。

2 金泉寺(あじさい寺)

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	-	○	○

法第13条による分類 : 天然記念物、優れた自然の風景地、良好な景観、文化・産業
所管課所等 : 民間施設

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

金泉寺は約400年の歴史があるとされている寺院であり、敷地内には、5800株におよぶあじさいが植樹されています。さらに、町指定天然記念物の大銀杏^{おおいちよう}を有しています。

毎年6月頃にはあじさい寺として、町内外から多くの観光客が訪れる観光資源となっています。現時点では、周辺地域においてここを訪れる観光客を対象とした飲食店、土産物店などの施設がないため、これらの開発(立地)が求められる観光資源と位置づけ施策を検討していきます。

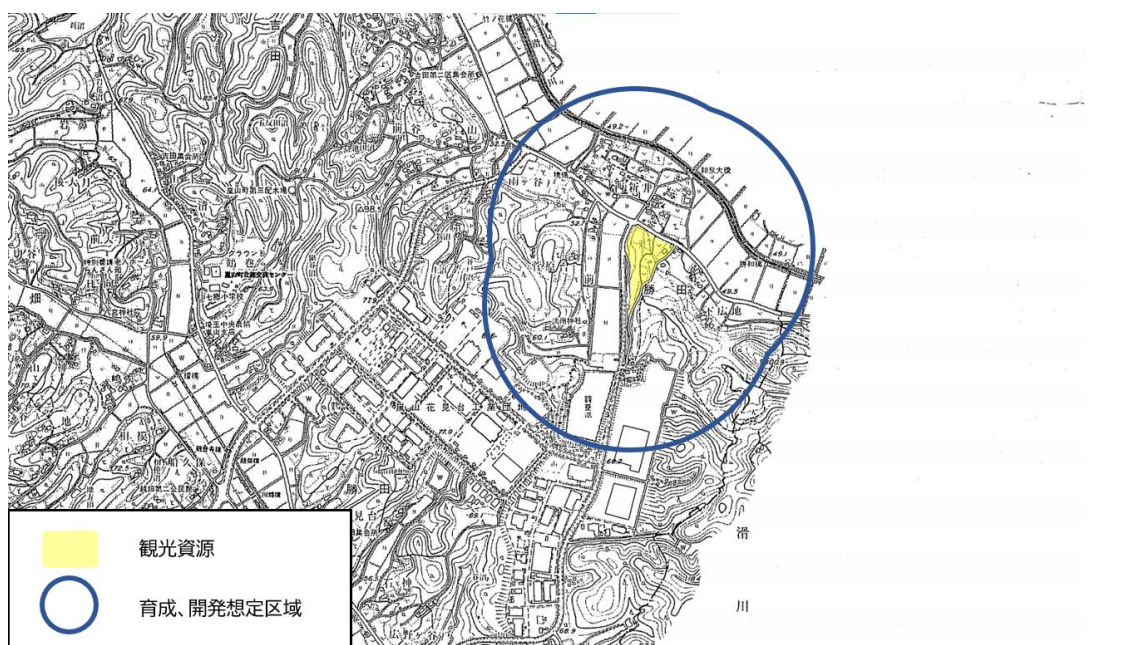
3 勝田梅林

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
-	-	○	○

法第13条による分類 : 優れた自然の風景地、良好な景観、文化・産業

所管課所 : 民間施設

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

勝田梅林は、平成初期、かつて養蚕が盛んだった頃の桑園未利用地を地域の方々が伐根し、町の木でもある梅林を植え、梅を使った第6次産業化や摘み取り体験のできる果樹園として整備されました。約300本の梅が見ごろを迎えると、町観光協会のインフォメーションで紹介され、甘酸っぱい梅の香りと長閑な田園風景のコラボレーションを楽しみに観光客が訪れます。周辺には花見台第一公園の桜、町指定文化財の天神山古墳群と田園風景と調和のとれた観光資源が豊富に存在し、今後の観光拠点としての成長が期待されます。

現時点では、周辺地域において観光客を対象とした飲食店、土産物店などの施設がないため、これらの開発(立地)が求められる観光資源と位置づけ施策を検討していきます。

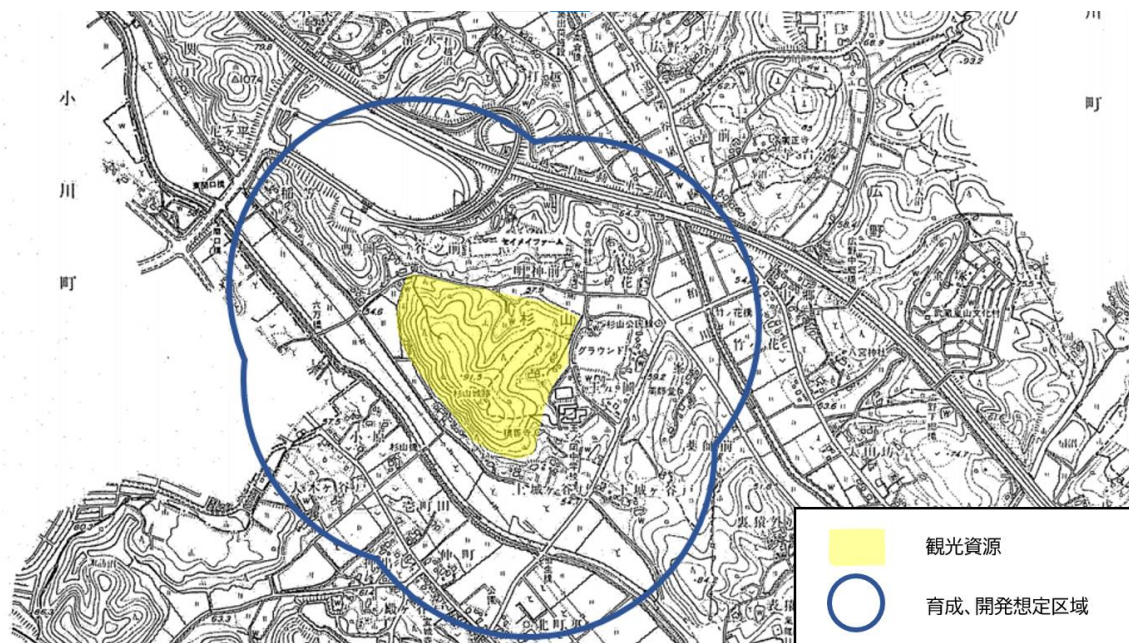
4 杉山城跡

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	-	-	○

法第13条による分類 : 史跡、歴史的風土、文化・産業

所管課所 : 生涯学習課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

杉山城は1520年頃の「杉山の陣」の時代の城とされています。平成20年には比企城館跡群として国指定史跡に指定されています。時期を問わずに一定の観光客が訪れる町内でも人気の観光資源のひとつとなっています。

町の北部に位置し、市街化区域から相当な距離があることから、交通利便性に乏しく、観光資源としての価値の維持が非常に難しいのが現状です。そのため、飲食店、土産物店等の開発(立地)が求められる観光資源と位置づけ施策を検討していきます。

文化財としての性質上、観光資源の規模の拡大等の育成は不要と考えられます。

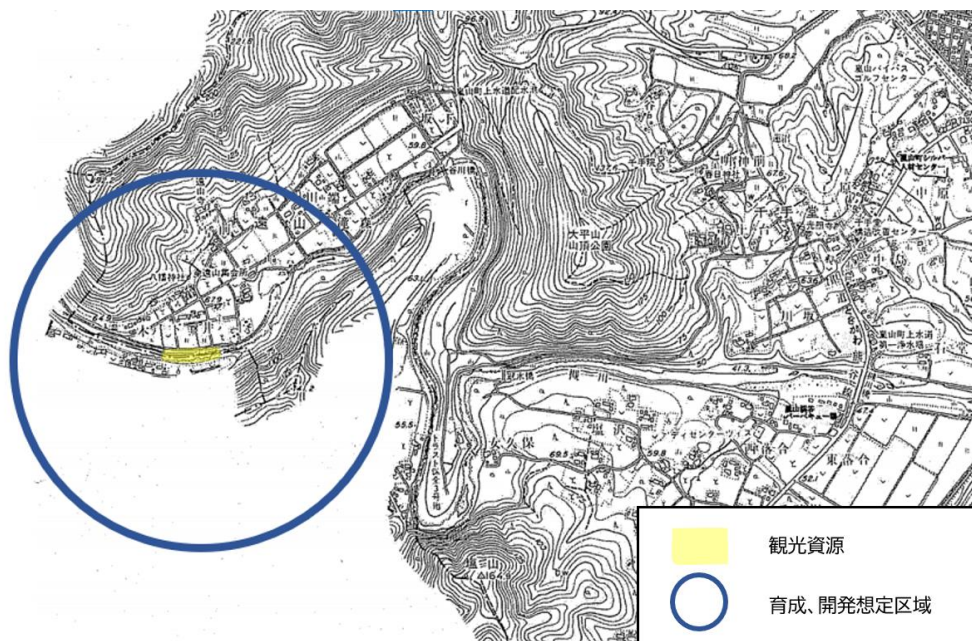
5 遠山甌穴群

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	-	-	○

法第13条による分類 : 名勝、天然記念物、優れた自然の風景地

所管課所 : 生涯学習課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

甌穴とは、岩盤や川底で小さな石が水流により一か所でクルクル回るうちに、少しずつその表面を削り、長い年月をかけて穴を空けたものです。

甌穴は各地で見ることができますが、遠山の甌穴は人が入れるほどの大きさがあります。都心からも比較的近い場所で間近で見学できることが特徴です。

平成28年に町指定天然記念物に指定されました。

長時間の滞在が想定される観光資源では無く、周辺は豊かな自然環境を有する地域であるため、開発については観光トイレ等の最低限のものを想定し、嵐山溪谷の区域と一体的に観光施策を実施することを基本方針とします。

6 大平山

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	-	-	○

法第13条による分類 : 名勝、優れた自然の風景地
 所管課所 : 環境課、企業支援課、まちづくり整備課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

大平山は、ハイキングやウォーキングのコースとして親しまれており、嵐山溪谷や仙元山(小川町)と併せて利用されています。名勝、優れた自然の風景地であり、天候によっては東京スカイツリーが見えるなど利用客もこの風景を楽しむために訪れています。

そのため、将来に渡りこの優れた自然環境を保護する必要があります。

利用者の多くは、ハイキングを目的としており、特にトイレ、休憩所、飲食店等の開発(立地)を誘導します。

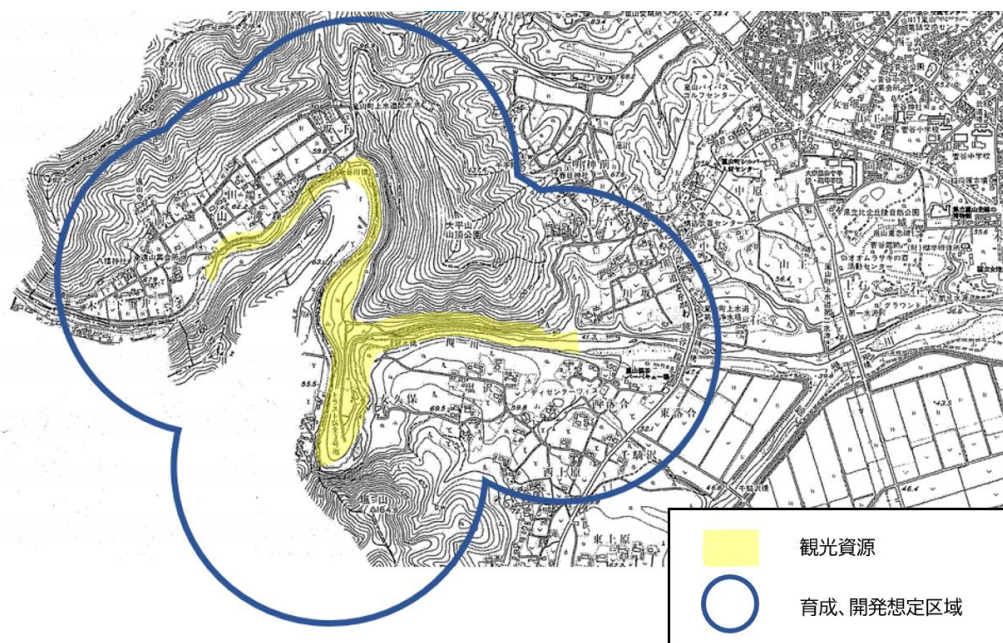
嵐山溪谷の区域と一体的に捉え町の主要な観光区域として、計画的な観光施策を講じていく必要があると考えられます。

7 嵐山溪谷

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	-	-	○

法第13条による分類 : 名勝、優れた自然の風景地
 所管課所 : 環境課・企業支援課・まちづくり整備課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

嵐山溪谷は昭和3年(1928)秋、埼玉県の偉人であり日本で初めての林学博士・本多静六博士が当地を訪れ、「これは武蔵の嵐山だ」とつぶやきました。それが大変評判になり、「東にも嵐山あり」と多数の観光客が訪れるようになり、現在でも本町の最重要の観光資源になっています。また、豊かな自然環境を有し、埼玉県の「さいたま緑のトラスト保全第3号地」にも指定されました。

最重要観光資源として、「嵐山溪谷バーベキュー場」や「千年の苑(ラベンダー園)」等、周辺の他の観光資源との積極的な連携を図り、一体的に観光価値を向上・維持するため、観光客を対象とした施設、飲食店等の積極的な開発(立地)を誘導します。

8 嵐山溪谷

バーベキュー場

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
-	-	○	○

法第13条による分類 : 優れた自然の風景地、文化・産業

所管課所 : 企業支援課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

嵐山溪谷バーベキュー場は、都心から車で約1時間と、とてもアクセスが良く、毎年多くの人たちに利用されています。平成29年には、「JTB るるぶ.COM」のバーベキュー&キャンプ場人気スポットランキングにおいて、全国1位を達成。関東エリアでは、7年連続1位に選ばれました。(ランキングは現在、実施していません。)

嵐山溪谷の自然環境の保護を考慮しつつ、当該バーベキュー場の区域及び千年の苑(ラベンダー園)等、周辺の他の観光資源と併せて、町の最重要観光資源として、観光客の満足度、集客力の向上のため、観光客を対象とした施設、飲食店等の積極的な開発(立地)を誘導します。

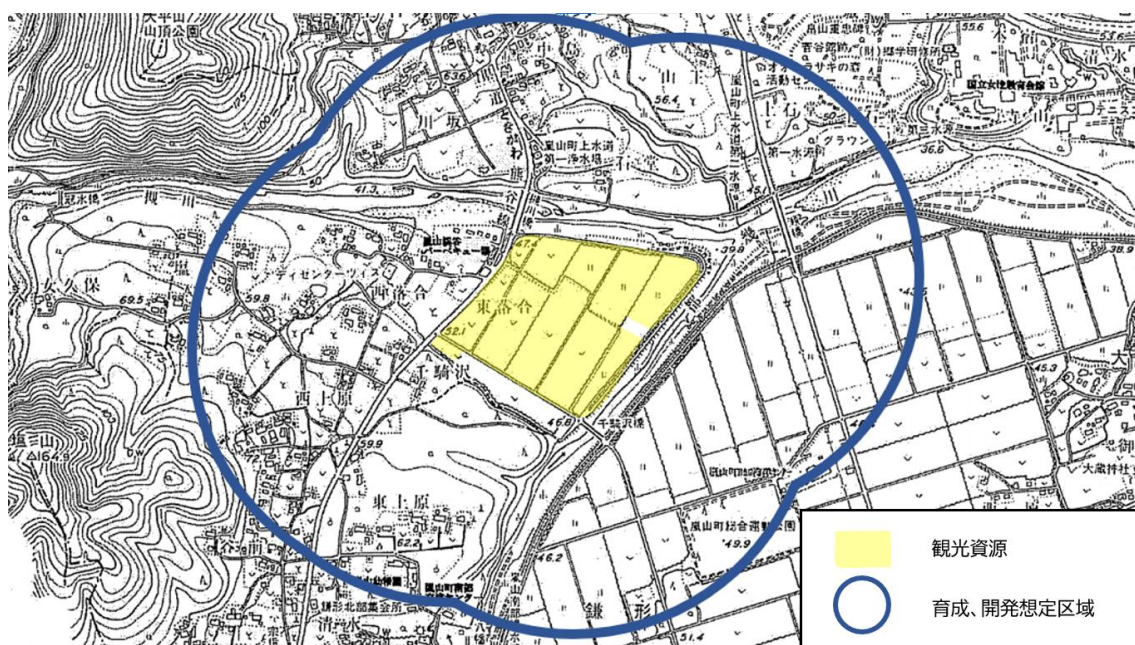
9 千年の苑 (ラベンダー園)

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
-	-	○	○

法第13条による分類 : 良好な景観、文化・産業

所管課所 : 農政課・企業支援課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

千年の苑ラベンダー園は稼ぐ農業と地方創生を目指して、多方面の協力により、整備されました。2019年からは、ラベンダーの開花時期に合わせて、「らんざんラベンダーまつり」を開催し、町の観光にも大きく貢献している施設です。

農業地としてのラベンダー畑の保護を優先としつつ、観光資源としても、嵐山渓谷、嵐山渓谷バーベキュー場等、周辺の他の観光資源と併せて、町の最重要観光資源として、観光客の満足度、集客力の向上のため、観光客を対象とした施設、飲食店等の積極的な開発(立地)を誘導します。

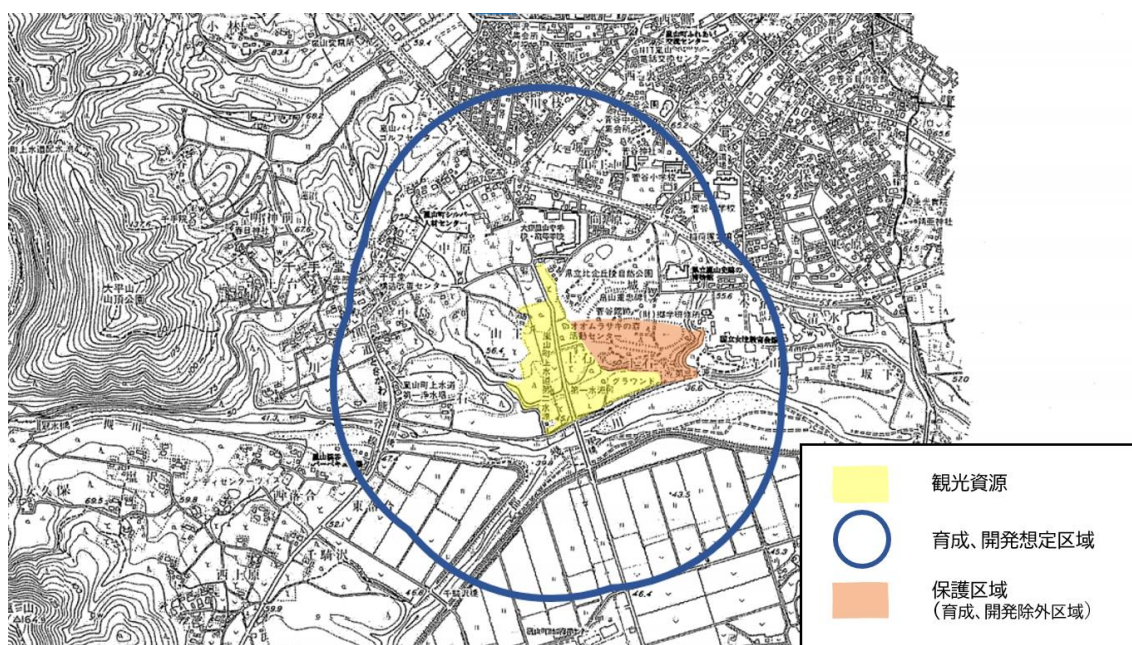
10 蝶の里公園

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	○	○	○

法第13条による分類 : 優れた自然の風景地

所管課所 : 環境課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

蝶の里公園では、年間を通して約 60 種の蝶を観察することができます。これは埼玉県で確認されている蝶の約半分の種類数です。蝶の種類には、標高の差や気候の寒暖により、生息地が限られるものもあります。嵐山町は日本列島の中でも南の要素と北の要素の両方が影響する関東地方に位置しています。さらに、関東平野と秩父山地の間に位置する台地・丘陵帯でもあり、複雑な地形や豊かな植生も影響して、多様性に富んだ蝶相を見ることができます。この恵まれた自然環境を保護し、オオムラサキの森やホタルの里等と一体的に、町の自然保護のシンボリック的存在として、維持・管理及び活用を図ります。

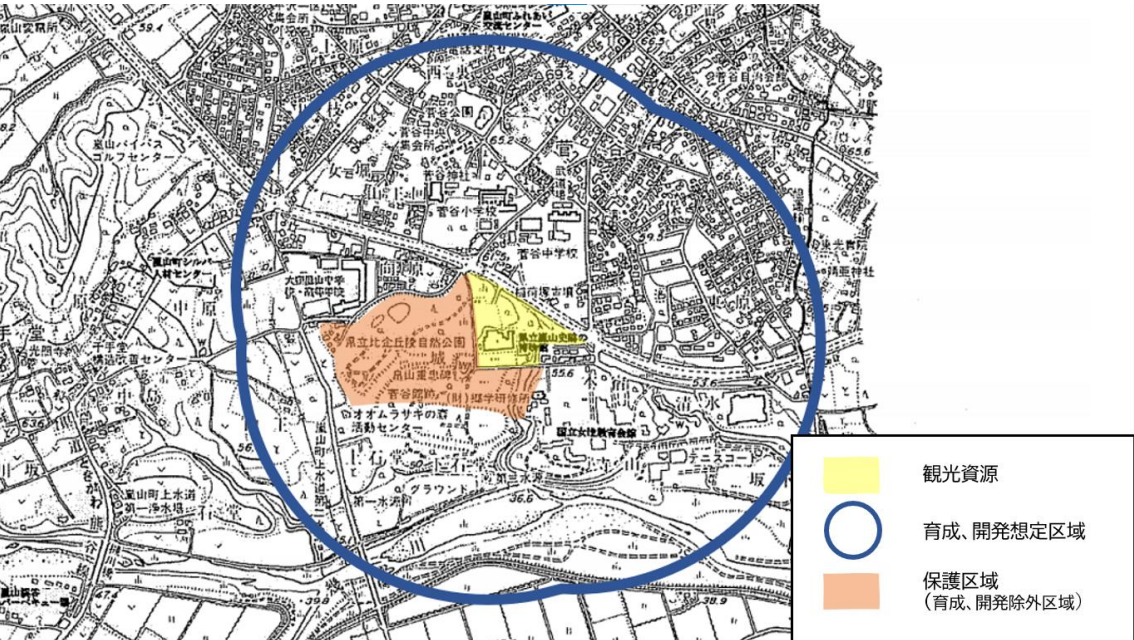
11 菅谷館跡

(埼玉県立嵐山史跡の博物館)

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	○	-	○

法第13条による分類 : 史跡、歴史的風土、文化・産業
 所管課所 : 埼玉県

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

鎌倉時代の武蔵武士・畠山重忠が居住していたといわれる国指定史跡・菅谷館跡です。館跡の中心に埼玉県立嵐山史跡の博物館があります。

令和4年に放送されたNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」において、畠山重忠が登場したことで注目を集めています。

敷地内の菅谷館跡を含むエリアは文化財保護法により、その保護が求められており、埼玉県において、保護が図られるものと考えられます。

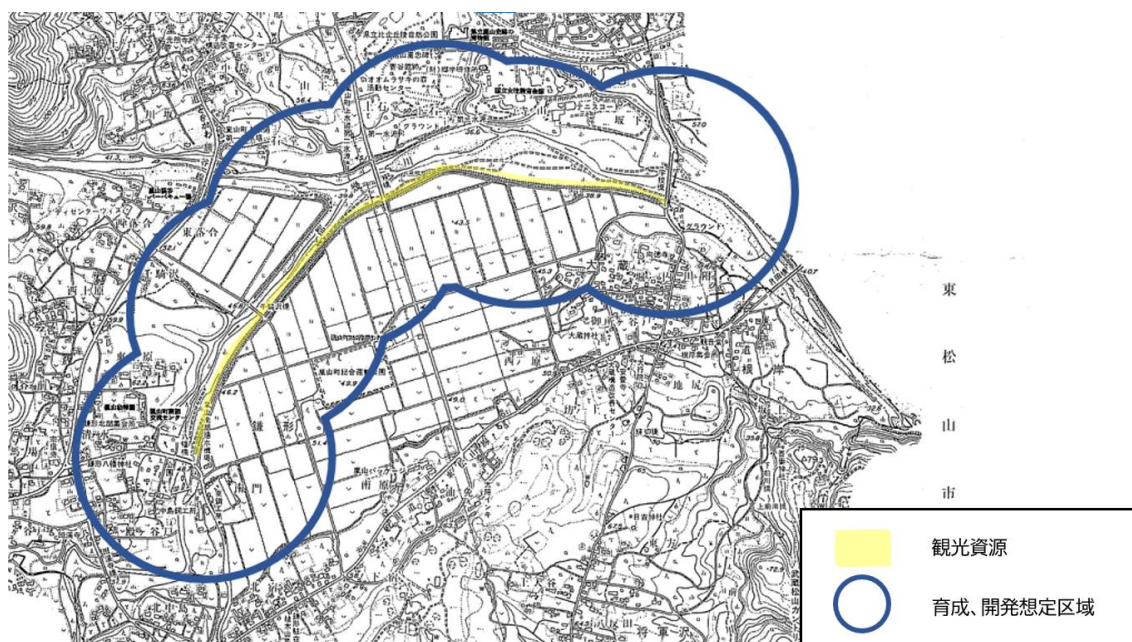
当該施設については、所管である県の方針に可能な限り協力するものとし、町としては、当該施設の来館者を他の観光資源へも誘導する等、一体の観光資源として連携を図ります。

12 都幾川桜堤

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	-	○	○

法第13条による分類 : 優れた自然の風景地、良好な景観
 所管課所 : 企業支援課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

都幾川桜堤は、埼玉県による都幾川右岸堤防の改修工事完了後、都幾川と槻川の合流点を中心に、県民がこぞって自然に親しむ場を創り出す「県民休養地事業」の指定を受けたことをきっかけに、昭和61年・62年の2年間に渡り、町内外の方から寄贈者を募り全長約2kmに渡り桜並木の植栽を実施しました。

桜堤は町の貴重な観光資源となっており、桜の開花時期には多くの観光客が訪れていますが、現時点では周辺地域において、ここを訪れる観光客を対象とした飲食店、土産物店などの施設が少ないため、これらの開発(立地)が求められる観光資源と位置づけ、施策を検討していきます。

13 らんざん都幾川

学校橋広場

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
-	-	○	○

法第13条による分類 : 優れた自然の風景地、文化・産業

所管課所 : 企業支援課

位置図



※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

らんざん都幾川学校橋広場は、清流を見ながら楽しくバーベキューができ、水遊びにも最適な場所です。近年はアウトドアブームもあり、多くの観光客に利用されています。嵐山溪谷バーベキュー場は現在、宿泊を伴うキャンプはできませんが、こちらは一定のエリア・ルールの基、宿泊を可能としています。

嵐山溪谷と比べ、自然風景の保護の観点では優先度が下がるため、特に積極的な育成、開発を行うことが可能であると考えられます。

一時的なアウトドアブームで終わることの無いよう、積極的に価値を高め観光資源として持続できるよう施策を講じる方針とします。

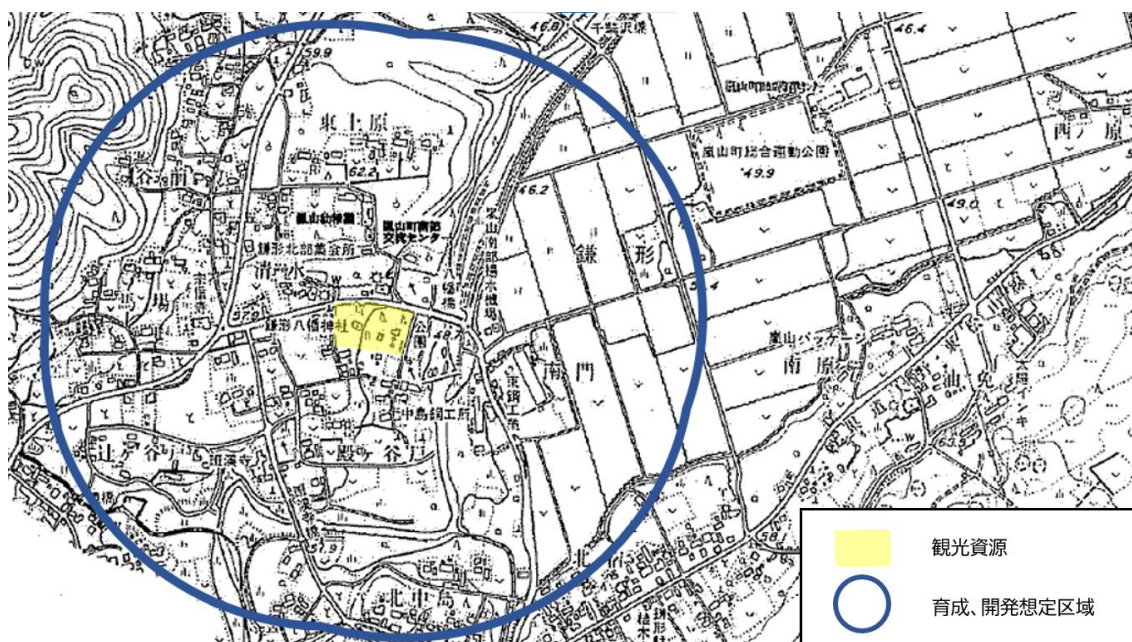
14 鎌形八幡神社

保護、育成及び開発に関する方針			
① 保護		② 育成	③ 開発
当該区域	周辺区域		
○	-	○	○

法第13条による分類 : 史跡、歴史的風土

所管課所 : 民間施設

位置図



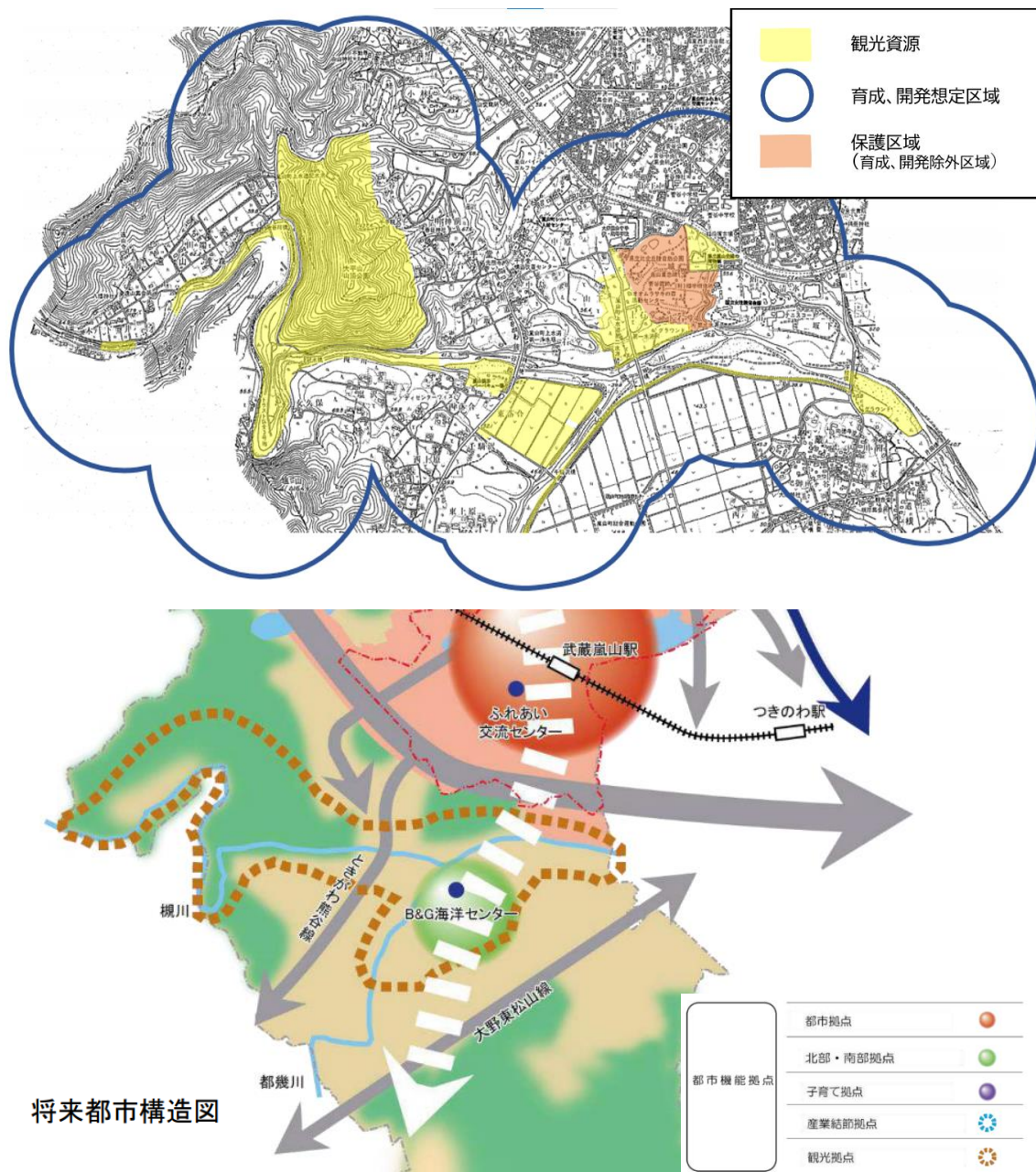
※育成、開発想定区域は参考です。

観光資源の概要・方針等

鎌形八幡神社は、坂上田村麻呂が創建し、その後は代々源氏の氏神とし尊崇されてきました。神社の境内に湧き出る清水は、木曾義仲が産湯に使ったと伝えられています。本神社は町の貴重な観光資源となっており、歴史好きを含む観光客が訪れています。現時点では、周辺地域において、ここを訪れる観光客を対象とした飲食店、土産物店などの施設が少ないため、これらの開発(立地)が求められる観光資源と位置づけ、施策を検討していきます。

00 観光拠点エリア

位置図



図：第2次嵐山町都市計画マスタープラン(将来都市構造図) 抜粋

観光資源の概要・方針等

5_遠山甌穴群～13_らんざん都幾川学校橋広場を含むエリアについては、第2次嵐山町都市計画マスタープランの将来都市構造において、「観光拠点」として位置づけられています。

このエリアの観光資源については、相互に価値を高めあうため、一体の観光資源として捉え、積極的・柔軟に育成、開発を行う観光施策重点エリアとして位置づけます。

5.おわりに(方針の見直し)

国では、観光立国推進基本計画において、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の 3 つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の 3 つの戦略に取り組むこととしています。

埼玉県では「埼玉県観光づくり推進条例」に基づき、令和 4 年 3 月に「第3期 埼玉県観光づくり基本計画」を策定しています。

埼玉県内においても、人口減少に伴い、観光への期待は高まっています。インバウンドを含めた地域外からの観光客の訪問は、地域経済の発展に寄与するとともに、将来的な定住につながる地域との関わりの出発点にもなるとされています。

近年では、埼玉県や嵐山町ゆかりの偉人がマスコミに取り上げられるなど、そのポテンシャルは非常に高いと考えられます。

町の観光資源の充実が図られ、観光を契機に嵐山町に関わる関係人口を増やし、嵐山町の魅力を再発見いただくことが可能となります。それにより町民の町への愛着にもつながり、ひいては住民の満足度の向上にもつながっていきます。

本方針は、あくまでも現時点において、嵐山町の重要な観光資源を指定したものであり、国・県の計画等の方針の変更や社会情勢の変化も考えられます。本方針においても適宜見直しを行います。

また、現在は、デジタル化が進み、インターネットは、必須の社会基盤となっています。突発的な観光需要が発生した場合は、柔軟に対応するものとします。

参考資料 1:観光入込客統計(令和5年度)調査・報告の対象

観光地点（統計）	方針による 観光資源指定	備考
嵐山カントリー倶楽部	×	特定の目的（ゴルフ）のための施設であるため。
嵐山溪谷温泉健康センター平成楼	×	閉所施設のため。
嵐山溪谷バーベキュー場	○	
らんざん都幾川学校橋広場	○	
埼玉県立嵐山史跡の博物館	○	
蝶の里公園	○	
杉山城跡	○	
嵐山溪谷	○	
大平山	○	
遠山颯穴群	○	
千年の苑（ラベンダー園）	○	
国立女性教育会館	×	特定の目的（研修）のための施設であるため。
鬼鎮神社節分祭	×	特定の区域を持たないイベントのため。
嵐山夏まつり	×	特定の区域を持たないイベントのため。
嵐山まつり	×	特定の区域を持たないイベントのため。
嵐山さくらまつり	×	特定の区域を持たないイベントのため。
金泉寺（あじさい寺）	○	
日本スリーデーマーチ	×	特定の区域を持たないイベントのため。

参考資料 2:方針策定経過

令和5年10月13日 第1回調整会議

令和5年11月28日 第2回調整会議

令和6年2月19日 方針策定会議

令和6年2月27日 町議会への説明

令和6年3月4日 パブリックコメント
～3月25日

令和6年3月28日 方針決定

令和6年4月1日 方針施行開始